

令和2年度日本大学創立130周年記念奨学生（第2種）募集要項

1 日本大学創立130周年記念奨学生

日本大学創立130周年記念奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学創立130周年記念奨学生（以下「奨学生」という）という。

2 応募資格

奨学生は、日本大学学部（法学部第二部、通信教育部を除く）又は短期大学部（以下「学部等」という）に在学中の学生（外国人留学生は除く）で、次の条件を備えているものとする。

なお、本奨学金の第1種及び第3種との併給は不可とするが、他の本学奨学金との併給は可能とする。

- ① 経済的理由により学費等の支弁が困難であり、父母の収入・所得金額を合算した金額が以下の(1)又は(2)の条件を満たすこと。家族構成によっては、それに代わる主たる家計支持者の収入・所得金額が(1)又は(2)であること。

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) 給与所得者の場合 | 800万円以下 |
| (2) 給与所得以外の者の場合 | 350万円以下であること。 |

- ② 修学意志が堅固で優良な資質を持っていること。

3 採用予定人数 150名

4 奨学金の給付額等

- ① 給付額 年額30万円
- ② 給付期間 当該年度1か年とする。（ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。）
- ③ 給付方法 後学期分授業料に充当することにより行う。

5 申請方法

① 提出書類

- (1) 奨学金申請書（所定の書式） ※ 両面印刷してください。
- (2) 市区町村役場が発行した、父母両方の最新（令和元年份）の所得証明書。
- (3) 成績証明書 ※ 1年生は不要

② 提出先

生産工学部学生課 （〒275-8575 習志野市泉町1-2-1）

※ 入構制限中のため、郵送してください。封筒に「創立130周年記念奨学生申請書類在中」と記載願います。

③ 提出期間

令和2年6月15日（月）～6月25日（木） 必着

6 奨学生の選考及び決定

資格審査の後、学部長等が推薦した候補者について、日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会の議を経て、大学が決定する。

7 奨学金の給付停止及び返還

日本大学創立130周年記念奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、大学は、奨学金の給付を停止又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 操行が著しく不良となったとき。

8 高等教育の修学支援新制度の対象者への対応

- ① 「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者は、本奨学金の奨学生にはなれません。
- ② 本奨学生として採用された後、「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）」による授業料減免等の対象者となった場合は、奨学生の資格を失いますが返還の必要はありません。

9 備 考

- ① 応募資格「② 修学意志が堅固で優良な資質」とは、最低修業年限で卒業できる単位を保有している者であることを指します。
- ② 本学で選考の結果、日本大学創立130周年記念奨学金（第2種）及び（第3種）の両方で採用可能な場合は、給付金額が高い第2種奨学生として採用いたします。

10 問い合わせ先

生産工学部学生課

（ポータルシステム掲載のG o o g l e F o r m sにてお問合せください。）

以 上